

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-4-3)

政策名	4 対外経済		施策名	4-3 貿易管理・重要技術マネジメント		
施策の概要	・大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、外国為替及び外国貿易法に基づき、厳格な貿易審査等を実施する。 ・国内の各業界や海外諸国からの規制に対するニーズを迅速・的確に把握し、国際連合安全保障理事会決議や国際条約等との整合性や法規制の在り方等を考慮しつつ、適正な貿易管理体制を構築し、我が国経済の健全な発展に寄与する。					
達成すべき目標	・適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。 ・貿易手続きの電子化により行政手続きの効率化と利用者の利便性向上に寄与する。					
施策の予算額、執行額等	区分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	1,872	2,091	2,101	1,933
		補正予算(b)	▲ 13	▲ 6	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,859	2,085	2,101	
	執行額(百万円)		1,541	1,779	1,699	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) ・外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成31年4月9日閣議決定) ・世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和元年6月14日閣議決定) ・デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)					

測定指標	1	電子ライセンスによる通関割合	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	達成
			-	73	79	85	88	-	70	
		年度ごとの目標値			64	66	68	69	70	
	2	重要技術動向調査(重要技術生産基盤等調査及び機微技術開発動向等調査の対象技術数)	基準値	実績値					目標値	達成
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	-
			-	40	41	39	46	-	117(累計)	
		目標値			20	20	20	20	20	
	3	外為法・貿易管理制度の企画・構築・普及状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			①国際輸出管理レジーム交渉等に参加し、これらにおける合意等に基づき輸出貿易管理令等を改正。 ②申請手続等の効率化や電子化の促進。 ③平成26年度に策定された防衛装備移転三原則に基づき、個別事案に適切に対応。					4年度	達成	
								貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築		
				施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
	4	外為法及び関税定率法に基づく貿易審査状況	①安全保障理事会決議等に基づき、北朝鮮等に対して輸出入禁止措置を実施。 ②外為法に基づく申請に対して審査を実施。 ③外為法違反懸念者に対する審査を実施。 ④アンチダンピング関税の課税措置等の求めに対して調査を実施。					4年度	達成	
								外為法及び関税定率法に基づく貿易審査等の着実な執行		
					施策の進捗状況(実績)					目標値
		5	原産地証明制度等の企画・構築・執行状況	①原産地法に基づき第一種特定原産地証明書の発給を着実に実施。 ②原産地法に基づき第二種特定原産地証明書を作成できる輸出者を認定。 ③原産地証明制度の普及活動を推進。					4年度	達成
	輸出貿易の健全な発展に寄与する原産地証明制度の着実な執行									
				施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
	6		技術情報管理認証制度の普及状況	①認証取得事業者の増加に向け、適切な技術情報管理の構築に向けたアドバイス等を行う専門家の派遣を実施。 ②HPの改修により制度の普及・広報活動を推進。 ③技術等情報漏えい防止措置に係る告示改正に向けた有識者会議等の実施。					4年度	達成
		産業界における重要技術の適切な管理を進める。								
				施策の進捗状況(実績)					目標値	達成

参考指標	1	海外における輸出管理セミナー開催件数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	3	1	1	1	-	-	-
	2	安全保障貿易管理説明会受講者数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	8,019	6,704	10,067	8,827	-	-	-
	3	輸出管理内部規程(CP)届出企業数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	1,414	1,397	1,391	1,200	-	-	-
	4	NACCS外為法関連業務説明会受講者数	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	1,650	1,470	2,968	1,083	-	-	-
	5	電子申請利用率	基準値	実績値						
			-	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
			-	55	61	64	73	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	国際枠組みや条約に基づき、外為法に関連する政省令を速やかに改正し、適切な貿易管理を実施するとともに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に向けて効果的な普及啓発等を行い、国際的にも円滑な貿易管理体制の構築に貢献している。また、令和4年度においても適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を行い、適切な輸出入管理を実施してきたことから、目標達成とした。	
	施策の分析	・令和3年度に2年間延長(期限は令和5年4月13日)された外為法に基づく北朝鮮への輸出入禁止措置を、税関・警察等と連携しつつ厳格に実施した。また、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講じた措置を踏まえ、貨物の輸出入等禁止措置を講じた。 ・国際輸出管理レジーム会合等での議論に参加し、必要に応じて政令改正等を行い、国際条約等で規制対象となっている貨物の輸出入につき、厳格な管理を実施した。 ・アンチダンピング措置について、各国では本措置の発動件数が増加傾向にある。我が国においても制度活用の周知や制度の改正を行い、近年は調査・措置発動が活発化しつつある。WTOが設立された平成7年から平成26年までの20年間で日本の措置発動事例は3件のみであったが、平成27年以降は発動件数が増加している。 ・防衛装備移転三原則に基づき、関係省庁との連携の下、個別の海外移転案件について移転を認めるかどうか判断するにあたって、輸出管理当局として寄与した。 ・投資活動の活発化が予測される外国投資ファンド、事業会社等による投資提案について、投資グループの組織概要、我が国及び海外での活動実績等について最近の動向、当該投資家による諸外国の規制当局による対内直接投資の審査等について調査・分析を行い、対内直接投資等の審査体制を充実させた。 ・改正産業競争力強化法に基づく認証制度を活用することにより、技術等情報の流出防止・適切な管理について外部からの予測可能性を高めることで事業者間連携や産業競争力強化を促進させた。また、重要技術の動向調査により、機微技術・新興技術やそれを支える基盤技術の開発動向の把握、サプライチェーン上のチョークポイントを特定し、関連産業における政策立案の参考とすること等を通じて、産業競争力強化にも寄与している。 ・日本から輸出された製品が、海外の仕向先企業を通じて懸念国やテロ組織等に渡ることを防ぐよう、輸出管理制度の導入及び運用能力の向上を目的に、現地産業界向けの普及啓発セミナーを実施したほか、輸出管理制度の構築を具体的に検討している国の政府を対象に、我が国の専門家によるオンライン講義を実施した。 ・企業・研究機関等の法令遵守については、適切な指導・処分を行うなど法令の厳格な執行を行うとともに、関係機関と協力し、安全保障貿易管理に関する資料配付や説明会を全国で実施し、輸出者の輸出管理体制整備に向けた普及啓発を行った。 ・申請者の利便性を向上するとともに業務の効率化を図る観点から、NACCS外為法関連業務の改修や部内業務電子化に向けた検討を進めるとともに、安全保障貿易管理に関する許可申請については令和4年7月より原則電子申請により受け付けることとした。 ・原産地証明書の着実な発給のため、申請時提出書類の簡素化等手続の見直しを進めるとともに、原産地証明制度のルールに関する国内企業の理解を推進するため、令和3年度予算事業による説明会の開催等を通じて広範に普及啓発を実施した。	
次期目標等への反映の方向性	・世界の安全保障環境等が大きく変化する中で、引き続き「貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築」を目標とすることは妥当と考えており、今後も適切な貿易管理体制の構築に向けて、必要な法令改正等を実施していく。 ・国際連合安全保障理事会決議や国際条約等によって規制される貨物や技術について、「外為法及び関税定率法に基づく貿易審査等の着実な執行」を行うことは今後も求められることであり、引き続き目標とすることが適切。また、厳格な輸出入の審査を実施しつつ、事業者の利便性や管理の合理性を確保する観点から申請手続等の効率化についても更に検討を進めていく。 ・原産地証明書の発給件数が毎年増加しており、今後も新たな経済連携協定の締結が見込まれることから、さらに日本企業の円滑な海外展開を支援するために「原産地証明制度の着実な執行」を目標とすることは妥当であり、引き続き適切な執行を実施していく。 ・引き続き、我が国の産業基盤を維持・強化するため、重要技術を育成等するための取組を推進していく。		

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標・参考指標はそれぞれ担当部局にて集計		
担当部局・課室名	貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課	政策評価実施時期	令和5年8月